

～ 国際研修 ～

第11回日韓パートナーシップ研修（日本セッション）

国際協力部教官

杉山典子

1 はじめに

国際協力部では、財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、2009年6月15日（月）から25日（木）の間、第11回日韓パートナーシップ研修（日本セッション）を実施した（日程表は文末の資料のとおり。）。

本稿はその実施結果を報告するものである。

日本人研修員は、日本の法務省・法務局及び最高裁判所・下級裁判所に勤務する職員の中から法務総合研究所が決定し、韓国人研修員は、韓国の大法院・各級法院^{*1}に勤務する職員の中から、韓国の大法院法院公務員教育院が決定する。研修員は、日韓それぞれ5名ずつ、計10名である（以下のとおり。）。

東京法務局民事行政部第一法人登記部門	中出 幸一	登記相談官
横浜地方法務局相模原支局	山本 知恵	登記相談官
静岡地方法務局不動産登記部門	稲場 尚孝	登記官
法務省大臣官房人事課	三井 賢	企画第三係長
最高裁判所事務総局民事局第三課	福田 行宏	執行手続係長
ソウル高等法院刑事課	韓 相鎬（ハン サンホ）	法院事務官
全州地方法院益山登記所	李 亨求（イ ヒョング）	法院事務官
済州地方法院民事課	金 奉燮（キム ボンソプ）	法院主事
法院行政処司法登記局不動産登記課	朴 成培（パク ソンベ）	法院事務官
議政府地方法院事務局民事課	崔 炯來（チェ ヒョンレ）	法院主事

このほか、韓国側実施機関である大法院法院公務員教育院から、朴珍賢（パク ジンヒョン）教授及び李惠淑（イ ヘイスク）法院主事も参加している。

2 本研修実施の目的

本研修は、各研修員が、所掌業務に関する制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じて知識の向上を図り、研修の成果を両国の制度の発展及び実務の改善に寄与させると

*1 日本の最高裁判所・下級裁判所に該当する。なお、日本では、登記事務、戸籍事務及び供託事務を行政機関である法務省が所管しているが、韓国では、司法機関である大法院が所管している。

ともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的としており、1999年から毎年1回開催され、本年度で第11回を迎えるものである。

本研修の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という二つのセッションから構成されていることであり、両国の研修員が互いに相手国に渡り、相互に研修を実施することが挙げられる。また、共通の問題意識を持った研修員が日本と外国から参加し、相互に啓発し合うことを意図する双方向型研修の類型といえる。

第二次世界大戦終戦まで、韓国では、日本の法律を依用^{*2}していた。日本では、戦後、不動産登記等の所管が裁判所から法務省へと移り、また、税務署から表示の登記も引き継いで一元化した。一方、韓国では、朝鮮戦争停戦後の1960年に独自の民法及び不動産登記法等が施行された。その後、それぞれに発展を続け、特に、ここ数年、両国において、本研修のテーマとなっている各法律の全面改正が行われていることから、以前に比べると制度の違いは増えてきたと思われる。しかし、基礎となっているものは同じであり、同じような問題を抱えていることも多い。

研修の内容は、講義、見学及び実務研究から構成されているが、中心となるのは各研修員が自分で課題を決め、研修員全員で、その後は1対1のパートナーとなって討議する実務研究であり、本研修は、「研修」というよりも「比較研究」の方が相応しいともいえる。研修員は、相手国を訪れ、相手国の登記所等で行われている業務を直接見て、相手国の担当者から業務内容や問題点を直接聞いて、相互に意見交換をすることで、自国の法制度を見直し、改善していくためのヒントを得ることができる。また、両国の研修員が共同生活を送ることにより、言葉や文化の違いを超えた信頼関係を育むことができる。

3 研修の概要

本研修のテーマについては、研修開始当初は不動産登記制度のみを対象としていたが、第4回からは民事執行（不動産執行）制度、第5回からは商業登記制度、第7回からは戸籍制度と供託制度の隔年実施と、順次テーマを拡大している。

今回は、「不動産登記制度、商業登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして実施した。

(1) 講義

法務省民事局商事課の杉浦直紀補佐官から『「一般社団法人・一般財団法人に関する法律」に基づく登記実務について』と題する講義を、日本司法支援センターの石山宏樹総務課長及び外山太士民事法律扶助課長から「法テラスについて」と題する講義をそれぞれ行っていただいた。日本では、民商事法が相次いで改正されていること、また、日韓両国において、司法制度改革等が進んでいることから、今回の日本セッションにおいては、日本における新しい制度や取組を韓国側に紹介する観点から両講義を設定したものである。

*2 「内地」の法律がそのまま適用されることである。

『一般社団法人・一般財団法人に関する法律』に基づく登記実務については、2008年12月、一般社団法人及び一般財団法人法が施行されたことから、所管課である商事課から、制度が導入された経緯、登記事項、経過措置等についての講義をしていただいた。本講義については、講師には登記簿の様式も含めて、詳細な資料を作成いただいた上、講義時の質問に対しても丁寧に説明いただき、韓国側からも高い関心が得られた。また、「他の制度についても、このように全体の処理過程が分かるような講義をしてほしい。」との要望をされるなど、法人登記制度そのものの講義としても、有益であったようである。

また、本研修では、これまで、研修のテーマに沿った講義を行ってきたが、講義だけでなくテーマを担当する研修員だけでなく、すべての研修員に興味を持てるテーマを採り上げたいと考え、司法制度改革の新しい取組を紹介していただくこととした。本講義についても、講師には事前に詳細な資料を作成いただいた上、講義時にも丁寧に説明いただき、また、韓国側からだけでなく、日本側も含めて、多くの質問にも誠実に答えていただいた。韓国にない制度もあったことで、日本の新たな取組についてもアピールでき、両国にとって情報収集の機会となったと思われる。

(2) 見学

ア 最高裁判所

大法廷首席書記官表敬の後、図書館、大法廷及び小法廷の見学を行った。同首席書記官の訪問の際には、昨年に引き続き、司法制度改革（裁判員制度）等について、熱心な意見交換も行われた。韓国では、既に、国民参与制度が開始しているが、日本では、今年の5月にスタートしたばかりである。韓国では、まず、制度を開始し、不都合があればその都度修正すればいいと考えられ、日本では、検討に検討を重ねた上で制度を開始させるという、お互いの国民性が感じられた。また、図書館や大法廷に飾られている絵やタペストリーにそれぞれ意味があり、裁判に携わる者の心得として、韓国側にも共感を得たようである。

イ 東京法務局本局

東京法務局は民事法務行政を担当する地方出先機関の中心的存在であり、毎回見学させていただいている。

民事行政部長による法務局業務の全般的説明の後、戸籍課、不動産登記部門及び法人登記部門を見学し、質疑応答・意見交換を行った。

登記申請の処理過程を実際にパソコンの画面を見ながら説明を受けるなど、自分の目で直接見られることは、非常に有意義であったと思われる。

最後の質疑応答では、本研修のテーマ以外の訟務事務等にも質問が及んだが、丁寧



な回答を頂いた。

ウ 東京地方裁判所

前回までは、同地裁民事執行センターの見学を行っていたが、今回は、先方の日程の都合がつかなかったため、本庁を見学させていただくこととした。

まず、2班に分かれて民事裁判を傍聴した。通訳がつかないため、内容は分からなかったと思われるが、韓国と同様の部分もある一方、各口頭弁論の時間が短く、代理人が次から次へと入れ替わることに驚いたようであった。

続いて、空き法廷(ラウンドテーブル法廷)を利用して、民事部についての概況説明を受けた。韓国側研修員は、裁判業務を担当することの方が多いため、日本の書記官がどのような業務を行っているのかということに、非常に関心が高かった。



空き法廷で業務説明(質疑応答)を受けているところ。説明しているのは、第6回日韓パートナーシップ研修の研修員。

最後に、破産部に移動し、業務説明を受けた後、債権者集会室及び事務室を見学した。

(3) 実務研究

実務研究における課題の提起は、日本セッションにおいては韓国側研修員が、韓国セッションにおいては日本側研修員が、それぞれ行うこととしている。今回は、韓国側研修員が実務研究課題の提起を行って、日本側に質問を出し、それに対してその研修員のパートナーとなる日本側研修員が回答した。その回答を踏まえて研修員全員で意見交換を行った後、1対1のパートナーに分かれ、残された問題点等について個別に検討を進めた。最終的には、法務総合研究所及び法務省民事局から多数の方々に御出席いただき、総合発表として、韓国側研修員が比較研究結果を、日本側研修員がそれに対するコメントを発表した。

全体協議では、当該テーマを担当した研修員以外からも積極的に質問が出され、担当した研修員以外も回答に協力するなど、研修員全員が参加して、協議をすることができた。

1対1の協議では、3人の通訳を5組に割り当てることとなるため、テーマの枠を超えて社会情勢についての話をしたり、パソコンの翻訳ソフトを使って会話したり、様々なコミュニケーションを取ったようである。また、行政機関と司法機関の違い、制度の全体は似ているにもかかわらず、一部の条文のみが異なる場合、条文の構造は似ているにもかかわらず、実際の取扱いが異なる場合、家族観や生活習慣の違いから、全く違う発想をしている場合など、日韓双方の研修員が、それぞれの発見をしたものと思われる。

今回の各研修員のテーマは、①「協議離婚制度に対する考察」、②「執行機関二元化

による不動産執行上の問題点」, ③「権利の更正登記の許容と限界」④「抹消回復登記手続について—実務上問題となる事例を中心に」⑤「外国会社の大韓民国における代表者選定及びその住所について」であった。

①「協議離婚制度に対する考察」については、総合発表の際に日本人研修員もコメントしていたが、双方の家族観・生活習慣の違いが最も浮き彫りになった課題であるといえる。日本では、本人確認が多少厳格にされるようになったとはいえ、離婚届を提出しさえすれば、それで離婚は成立する。一方、韓国では、軽率な離婚を防止するため、一定の熟慮期間^{*3}経過後に家庭法院に夫婦で出頭して、裁判官による離婚意思の確認を受けなければならない。また、調停の場面でも、離婚を思いとどまらせる方向で説得することであり、「日本では、離婚を思いとどまらせるためにどのような工夫をしているか？」との質問には、日本側研修員全員と顔を見合わせた後、「思いとどまらせようとしていない。」と答えるしかなかった。

②「執行機関二元化による不動産執行上の問題点」については、日本には、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律」があるが、韓国には、そのような法律はなく、現行では、両手続が並行して行われ、両手続の買受人が、それぞれ代金を納入した挙げ句に、先に登記をした方が勝つという制度になっているようである。日本の制度の問題点も含めて、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律」が韓国側の参考になることを願う。

③「権利の更正登記の許容と限界」及び④「抹消回復登記手続について—実務上問題となる事例を中心に」は、いずれも不動産登記の課題である。特に、韓国側の「仮差押登記が完了した後、相手方の異議申立てによって、当該仮差押決定を取り消す仮執行宣言付判決に基づき仮差押登記が抹消されたが、上訴審で仮執行宣言付仮差押抹消判決が取り消された場合」という設例については、仮執行で登記の抹消をすることはないのでないか、という設例そのものへの疑問もあった。また、日本では、登記所の職員にとっては、裁判所の嘱託に基づき登記したにすぎないという考え方であるのに対し、韓国では、嘱託も登記も法院で行っているという点で、国民の批判にさらされやすいという問題があるようであった。

⑤「外国会社の大韓民国における代表者選定及びその住所について」では、日本では、会社法第817条第1項の規定により、外国会社は、外国会社が日本において取引を継続しようとするときは、日本における代表者を定めなければならないが、そのうち1人以上は日本に住所を有する者でなければならないとされているが、韓国では、韓国における代表者の住所について、制限がない。日本の法律が、韓国側の参考になることを願う。

*3 養育しなければならない者がいる場合は3か月、養育しなければならない者がいない場合には1か月であるが、家庭内暴力等の事情があれば短縮又は免除される。

(4) その他

本研修では、担当教官も含めて、研修員全員が寝食を共にし、相手国の制度だけでなく、文化や生活習慣に触れることも重要な目的となっている。しかし、このような文化交流の時間、つまり、朝ご飯を食べて、法務省や見学先まで電車で移動する間、研修終了後、夕飯を食べ、電車で帰寮する間、そして週末は、通訳なしでコミュニケーションを取らなければならない。

本研修は、語学研修でもなく、語学力が研修員の要件となっているわけでもないため、研修開始当初は、日本側と韓国側がそれぞれ固まって、会話もしにくかった。しかし、話す方は、何とか気持ちを伝えたいと電子辞書や日本語・韓国語併記の本で言葉を探し、聞く方は、何とか気持ちを理解したいと推理し、体にいい食べ物の話から、姦通罪(韓国では今でも犯罪)の告訴まで、様々な話をし、一緒に笑うことができるようになった。日本人研修員は、日本文化を紹介するため、食事や観光など、様々な計画を立ててくれた。鬼教官と恨まれる覚悟で、「夕食の席でその日の企画者が、相手に伝わる言葉(=韓国語)で挨拶すること」という課題を出してしまったが、各自、翻訳ソフトを使ったり、通訳さんに添削してもらったり、パートナーに教えてもらったり、それぞれ工夫して、この難題もこなしてくれた。また、韓国側の要望に応じるため、コネを駆使して記載例集等を入手して、韓国側にプレゼントしてくれた(空港のチェックインに時間がかかったのは、本が重くて重量オーバーになったのではないと信じたい。)

このような、研修員たちの日夜を問わない協力がなければ、「日韓パートナーシップ研修」という名前にふさわしい友情を築くことはできなかったと思われ、(前回もそう思っていたのだが)このメンバーで研修ができたことに心から感謝している。



通訳・研修監理員を通したり・・・



翻訳ソフトを使ったり・・・
(手前の二人も会話中です。)



電子辞書を使ったり・・・
(麦酒が邪魔で見にくいですが)



本(会話集)を使ったり・・・



でも最後は・・・言葉は要らない?

4 終わりに

本研修の見学では、いろいろな場面で、過去の研修員の協力を得ることができ、この研修も11回目を迎えたことを実感した。韓国側研修員がなぜそのような疑問を持ったのか、質問の意図が分かりにくいこともよくあるが、発想が違うということを知っているお陰で、適切な対応をしていただけたと感謝している。

また、御多忙の中、貴重な講義をしていただいた杉浦補佐官、石山課長及び外山課長、見学・質疑応答に積極的に応じていただいた最高裁判所、東京法務局、東京地方裁判所の皆様方、個人的な通訳のお願いにも快く応じていただいた林賢珠（イム・ヒョンジュ）氏及び杉山直美氏、課外の時間も含めて研修員を助けていただいた研修監理員の韓貞淑（ハン・ジョンスク）氏、本研修の実施に御協力いただいた財団法人国際民商事法センターの皆様方にも、深く御礼申し上げたい。

両国の研修員10名及び担当教官・担当官4名の計14名は、10月に、韓国で再会する。今度は日本側が韓国の制度や文化を見聞させていただくことを楽しみにしている。



第11回日韓パートナーシップ研修(日本セッション) 日程表

【指導教官: 杉山典子 事務担当: 中山佐枝子/内田清】

月 日	曜	9:30		14:00			備考
		12:30		17:00			
6 / 15	月	(日本側研修員入寮)		オリエンテーション (14:00～)	実務研究(1) (15:00～) 日本側研修員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討) (浦安センターB6.7セミナー室)		
6 / 16	火	実務研究(2) 日本側研修員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討) (浦安センターB6.7セミナー室)			(韓国側研修員入寮) (浦安センターB6.7セミナー室)		
6 / 17	水	見学 (10:00～11:30) 最高裁判所	12:00～13:00 法務総合研究所主催 意見交換会 (法曹会館)	13:10～ 13:20 記念撮影 (サンクン広場)	13:50～ 14:10 表敬 (民事局長)	講義 (14:30～18:00) 『『一般社団法人・一般財団法人に関する法律』に基づく登記実務について』 民事局商事課補佐官 杉浦直紀 (赤れんが棟第3教室)	
6 / 18	木	実務研究(3) 日本側研修員からの回答 (浦安センターB6.7セミナー室)		実務研究(4) 韓国側研修員からの追加質問 (浦安センターB6.7セミナー室)			
6 / 19	金	実務研究(5) 研修員全員による検討 (浦安センターB6.7セミナー室)		見学 (14:00～17:00) 東京法務局			
6 / 20	土						
6 / 21	日						
6 / 22	月	見学 (10:00～12:00) 東京地方裁判所		講義 (14:00～17:30) 「法テラスについて」 石山総務課長, 外山民事法律扶助課長 (法務省赤れんが棟第3教室)			
6 / 23	火	総合発表準備 (10:00～) (日本側研修員退寮) (法務省赤れんが棟第3教室)		総合発表 (14:00～17:00) 韓国側研修員による発表 (法務省赤れんが棟第6教室)		閉講式 (17:30～18:00) (法曹会館)	
6 / 24	水	国際協力部教官と韓国側研修員との意見交換 (浦安センター)		資料整理・帰国準備			
6 / 25	木	(韓国側研修員退寮・帰国)					